# 座間市との包括連携協定のご案内

この資料は、市が事業者等と締結する包括連携協定について、事業者等の皆様にまずご覧いただく情報と して作成したものです。基本的事項は「座間市と事業者等の包括連携協定に関する要綱」に定めています。

## 座間市が考える包括連携協定とは

市との連携実績がある事業者と、多岐にわたる分野で連携、協力しながら課題解決 に取り組み、総合計画で掲げる基本構想の実現や市民サービスの向上につなげていく ための協定です。 ※対象は、市内に店舗・営業所等を有し、事業活動している事業者等

#### 座間市が目指すまちの姿

『ひと・まちが輝き 未来へつなぐ』(第五次座間市総合計画-ざま未来プラン-基本構想)

(参考)まちづくりの基本姿勢

- ・多様な主体と共に創る「共創」のまちづくり
- ・目標を意識したまちづくり
- ・新たな社会情勢と地域課題に対応した持続可能なまちづくり

## 連携事業の条件

提案時には、2分野以上で連携事業に準じる実績を有していることが必要です。

協定締結は、3分野以上かつ4事業以上の連携事業を実施することが条件です。

≪分野≫

【】は主な行政分野

- ① 共に学び、健やかに育つまちづくり
- ② 地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり
- ③ 安全・安心で環境にやさしいまちづくり
- ④ 健康に暮らせるまちづくり
- ⑤ 共に認め合い、支え合うまちづくり
- ⑥ 緑あふれる快適なまちづくり
- ⑦ 持続可能な行財政運営

【こども・子育て、教育】

【シティプロモーション、産業振興】

【防災・減災、脱炭素、消防】

【健康、医療、生涯学習、文化芸術】

【地域福祉、高齢者・障がい者支援】

【緑、公園、道路、水道】

【情報発信、デジタル、多様性、資産経営】

### 協定締結までの流れ

⑦提案・意見交換

**金子**事前協議

分締結可否判断

**①協定締結** 

- ⑦ 提案内容を確認します。双方の課題認識を共有するほか、事業者から提供可能な資源や、 事業者として考えているメリットなども確認します。
- ⑦の結果、協定締結の実現性がある場合は、より具体的な内容の協議をします。
- つ これまでの協議内容を踏まえ、協定締結の可否について最終判断をします。
- ② 協定締結式を開き、協定書を取り交わします。 ※⑦~②まで3~6か月を要します。

お問い合わせ

座間市 総合政策部 総合政策課企画調整係 〒252-8566 神奈川県座間市緑ケ丘 1-1-1 市庁舎 3 階 TEL: 046-252-8287 FAX: 046-255-3550

※「包括」ではない「特定分野」の連携協定は、各所管課にお問い合わせください